

議会運営委員会日程

令和5年11月20日(月)
午前10時 議会運営委員会室

日程第1 令和5年第5回定例会の日程と運営について

(1) 付議事件

① 議案 ----- 36件

(内訳)

条 例 ----- 14件

事 件 ----- 20件

補正予算 ----- 2件

② 報 告 ----- 1件

③ 請願・陳情

◇閉会中の継続審査となった請願で審査を終わり報告されるもの

総務委員会 ----- 0件

文教委員会 ----- 1件

健康福祉委員会 ----- 0件

まちづくり委員会 ----- 0件

環境委員会 ----- 0件

議会運営委員会 ----- 0件

◇令和5年第4回定例会後、本日までに受理したもの

請 願 ----- 0件

陳 情 ----- 5件

④ 意見書案 ----- 0件

(2) 分割議決議案

① 議案第164号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

② 議案第198号 令和5年度川崎市一般会計補正予算

(3) 追加議案

(12月13日頃提出予定)

① 人権擁護委員の候補者の推薦について

※令和5年度川崎市一般会計補正予算

(4) 会議録署名議員（敬称略）

14番 小堀祥子

16番 高戸友子

25番 各務雅彦

(5) 質疑・質問・討論等の発言の会派順序

自民党、みらい、公明党、共産党、維新の会

(6) 一般質問

(7) 会期及び会期日程案

11月27日（月）から12月20日（水）までの24日間

別紙「令和5年第5回川崎市議会定例会会期日程（案）」参照

日程第2 本会議等における質問者席の使用について

日程第3 その他

令和5年第5回川崎市議会定例会会期日程(案)

日	曜日	本会議	委員会等	摘 要
11/27	月	本 会 議 (第1日)	委 員 会	開会、諸報告、会議録署名議員の指名、議席の変更、会期の決定、議案上程、提案説明、分割議案に対する議事（自席質疑、委員会付託）、散会 (分割議案に対する討論発言通告締切日 午後3時)
28	火		議 会 運 営 委 員 会	29日の本会議の運営について
29	水	本 会 議 (第2日)		再開、分割議案に対する委員長報告、討論、採決、散会 (審査中の請願・陳情にかかわる質問の通告締切日 午後3時) (第1回請願・陳情締切日 午後5時)
30	木		(議会運営委員会)	(代表質問発言通告締切日 午後1時)
12/1	金			
2	土			
3	日			
4	月			
5	火			
6	水	本 会 議 (第3日)		再開、代表質問（自民党、みらい）、延会
7	木	本 会 議 (第4日)	正 副 委 員 長 会 議	再開、代表質問（公明党、共産党、維新の会）、委員会付託（請願・陳情含む）、散会
8	金		委 員 会	
9	土			
10	日			
11	月		委 員 会	(一般質問発言通告締切日 午後1時)
12	火			(討論発言通告締切日 午後3時)
13	水		議 会 運 営 委 員 会	追加議案（人事案件）、14日の本会議の運営、一般質問等について
14	木	本 会 議 (第5日)		再開、委員長報告、討論、採決、人事案件に対する議事、その他、散会
15	金	本 会 議 (第6日)		再開、一般質問、延会
16	土			
17	日			
18	月	本 会 議 (第7日)		再開、一般質問、延会 (第2回請願・陳情締切日 午後5時)
19	火	本 会 議 (第8日)		再開、一般質問、延会
20	水	本 会 議 (第9日)	正 副 委 員 長 会 議	再開、一般質問、請願・陳情、閉会

* 発言の会派順位 自民党、みらい、公明党、共産党、維新の会

令和5年第5回川崎市議会定例会
議事日程第1号

令和5年11月27日(月)
午前11時 開 会

第 1

会議録署名議員の指名

第 2

議席の変更について

第 3

会期の決定

第 4

- 議案第164号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第165号 川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第166号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第167号 川崎市血液対策センター条例を廃止する条例の制定について
議案第168号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第169号 川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について
議案第170号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第171号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第172号 川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第173号 川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第174号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第175号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第176号 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第177号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第178号 当せん金付証券発売の限度額について
議案第179号 浮島処理センター粗大ごみ処理施設基幹的整備工事請負契約の締結について
議案第180号 川崎港コンテナターミナル・トランスファークレーン2号機更新工事請負契約の締結について
議案第181号 (仮称) 多摩区保育・子育て総合支援センター新築工事請負契約の変更について
議案第182号 長尾2丁目特別緑地保全地区用地の取得について
議案第183号 町田市道路線の認定の承諾について
議案第184号 川崎市と町田市が重複して路線を認定する道路の管理の協議について
議案第185号 市道路線の認定及び廃止について
議案第186号 川崎市大山街道ふるさと館の指定管理者の指定について
議案第187号 川崎市産業振興会館の指定管理者の指定について
議案第188号 南部地域療育センターの指定管理者の指定について
議案第189号 川崎市視覚障害者情報文化センターの指定管理者の指定について
議案第190号 川崎市老人いこいの家の指定管理者の指定について
議案第191号 川崎市老人福祉センター及び川崎市老人福祉・地域交流センターの指定管理者の指定について
議案第192号 川崎市こども文化センター及び川崎市ふれあい館の指定管理者の指定について
議案第193号 川崎市黒川青少年野外活動センターの指定管理者の指定について
議案第194号 多摩川緑地パークボール場の指定管理者の指定について
議案第195号 王禅寺四ツ田緑地の指定管理者の指定について
議案第196号 川崎市港湾振興会館及び東扇島中公園の指定管理者の指定について
議案第197号 訴訟上の和解について
議案第198号 令和5年度川崎市一般会計補正予算
議案第199号 令和5年度川崎市一般会計補正予算
報告第18号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

11月27日、本会議（第1日）の諸報告一覧

- 1 意見書の処理結果
- 2 川崎市自殺対策の推進に関する条例第11条に基づく令和4年度の自殺対策に係る報告
- 3 例月出納検査の結果報告
- 4 人事委員会委員（加藤浩輝委員）、人事委員会委員長（瀧嶋雅介委員長）及び選挙管理委員会委員長（山田益男委員長）の紹介
- 5 議事説明員への出席要求

議 席 配 置 図

宗田 裕之	井口 真美	石川 建二	木庭理香子	堀添 健	岩隈 千尋	織田 勝久	雨笠 裕治
45	46	47	48	49	50	51	52
市古 次郎	後藤真左美	渡辺 学	岩田 英高	仁平 克枝	鈴木 朋子	林 敏夫	押本 吉司
29	30	31	32	33	34	35	36
齋藤 温	小堀 祥子	那須野純花	高戸 友子	三浦 恵美	高橋 美里	長谷川智一	嶋田 和明
13	14	15	16	17	18	19	20

重富 達也	飯田 満	三宅 隆介	嶋 凌汰	井土 清貴	田倉 俊輔
1	2	3	4	5	6

田村伸一郎	浜田 昌利	かわの忠正	松原 成文	石田 康博	浅野 文直	大島 明	嶋崎 嘉夫
53	54	55	56	57	58	59	60
春 孝明	川島 雅裕	河野ゆかり	野田 雅之	原 典之	青木 功雄	橋本 勝	山崎 直史
37	38	39	40	41	42	43	44
工藤 礼子	浦田 大輔	平山 浩二	上原 正裕	各務 雅彦	本間賢次郎	矢沢 孝雄	末永 直
21	22	23	24	25	26	27	28

枝川 舞	柳沢 優	加藤 孝明	山田 瑛理	月本 琢也	吉沢 章子
7	8	9	10	11	12

理 事 者 席

議 長 席

理 事 者 席

令和5年第5回川崎市議会定例会議案付託表（その1）

令和5年11月27日

付託委員会	案 件
総務委員会 (2)	議案第164号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第198号 令和5年度川崎市一般会計補正予算

議場内理事者席(本会議)R05.11.29

交 通 局 長	消 防 局 長		上 下 水 道 事 業 管 理 者	病 院 事 業 管 理 者	教 育 局 長
------------------	------------------	--	---	---------------------------------	------------------

市 長	伊 藤 副 市 長	加 藤 副 市 長	藤 倉 副 市 長
--------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

人 事 委 員 長 会	監 査 事 務 局 長	選 挙 管 理 委 員 會		病 院 局 長	教 育 次 長
----------------------------	----------------------------	---------------------------------	--	------------------	------------------

総 務 企 画 局 長	財 政 局 長				
----------------------------	------------------	--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

演
壇

議
長

質問者席の使用の考え方

① 質問者席を用いる発言の範囲

= 意見の一致している事項
 = 意見の一致していない事項

発言の種別	現行の発言場所		案1			案2			案3	
			自席での発言全てを 原則として質問者席に移行			自席での発言のうち、 会派としての発言を質問者 席に移行			理事者に対する 発言を質問者席 に移行	
	演壇	自席	演壇	質問者席	自席	演壇	質問者席	自席	演壇	質問者席
代表質問 (一質目)	○		○			○				○
代表質問 (再質以降)		○		○			○			○
代表質疑		○		○			○			○
一般質問		○		○				○		○
委員長報告	○		○			○			○	
討論	○		○			○			○	
議員提出議案等の 提案説明	○		○			○			○	
議員提出議案等に 関する質疑		○			○※			○※	○	
議員提出議案等に 関する答弁		○			○※			○※	○	
予算審査特別委員会		○		○				○		○
決算審査特別委員会 総括質疑		○		○			○			○

※議員提出議案等に関する質疑は、自席での発言かつ会派としての発言であるが、出席理事者に向けての発言ではないため、例外的に質問・答弁とも自席での発言とする。

② 発言の手順

【案】発言者は、議長に対して自席から発言の許可を求め、発言が認められた後に発言者席に移動し、発言する。

一連の発言が終了するまで、発言者は発言者席にとどまるものとする。

現時点での各会派の御意見

質問者席について	
自民党	<ul style="list-style-type: none"> ・案2がよい。 (自席での発言のうち、会派としての発言を質問者席に移行する)
みらい	<ul style="list-style-type: none"> ・案1がよいとの意見が中心的だった。 (自席での発言全てを原則として質問者席に移行する) ・効率的な運営のため、準備席があるとよい。 ・実際に現場で運用を確認したい。
公明党	<ul style="list-style-type: none"> ・案2がよい。 (自席での発言のうち、会派としての発言を質問者席に移行する)
共産党	<ul style="list-style-type: none"> ・案2がよい。 (自席での発言のうち、会派としての発言を質問者席に移行する) ・質問者をサポートするため、補助席があるとよい。
維新の会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に案2がよい。 (自席での発言のうち、会派としての発言を質問者席に移行する) ・再質問は自席での発言がよい。

質問者席に関する協議事項（案）

1 意見の一致している部分の取り扱い

【運用対象】代表質問の再質問以降、代表質疑、決算審査特別委員会の総括質疑

→質問者席による試行実施

2 意見の一致していない部分の取り扱い

【運用対象】一般質問、予算審査特別委員会

→今後、引き続き協議

3 その他の運用方針について

(1) 準備席の設置について

(準備席：次の発言者がスタンバイをするための席)

(2) 補助席の設置について

(補助席：発言者のサポートをする人のための席)

(3) 再質問の発言場所について

(一質目が終了した後に自席に戻り、二質目以降を自席での発言とするか)

→今後、引き続き協議

【川崎市議会会議規則】

- 第48条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。
- 2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。
-

【議会運営の手引き】

第3章 本会議

第7節 代表質問・質疑

- 42 予算議会以外の代表質問は、次の実施要領により行う。

代表質問制実施要領

(略)

- 5(1) 再質問、再答弁は自席で行う。

- 45 再質問は、質問、答弁とも自席で行う。
- 48 分割議決議案及び追加議案に対する質疑は、通常、自席による代表質疑とし、各会派それぞれ1名とする。

第14節 一般質問

- 89 質問、答弁とも自席から一括して行い、意見、要望もあわせて行う。ただし、一問一答による質問方法も選択できる。(通告時に届け出る。)

第15節 行政報告と緊急質問

- 94 行政報告に対する取り扱いは、議会運営委員会で協議する。質疑を行う場合は自席で行い、発言の会派順序は、その会期の発言

の会派順位による。

第6章 特別委員会

第2節 予算審査特別委員会

- 163 予算審査特別委員会の質疑は、自席による個人質疑とし、回数、時間等の制限はないが、議会運営委員会の申し合せにより、答弁も含め、おおむね1人30分程度としている。

第3節 決算審査特別委員会

- 184 決算審査特別委員会の総括質疑は、質疑、答弁とも自席で行う。